

# 知って得する! 法律コラム



弁護士 加藤貴紀

## ステルスマーケティングの違法化

### 弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。（2021年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋番番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

## 1. はじめに

いわゆる景表法(不当景品類及び不当表示防止法)第5条3号に基づき、令和5年10月1日から、ステルスマーケティングが違法となりました。

そもそも景表法は、うそや大げさな表示など消費者をだますような表示を規制していますが、事業者がインフルエンサーなどの第三者を経由して商品の紹介等をする場合も今回の規制の対象となりました。

## 2. ステルスマーケティングとは

ステルスマーケティングとは、いわゆる「ステマ」と言われるもので、広告であるにも関わらず広告であることが隠されているものを指します。

事業者がインフルエンサーなどの第三者に依頼して、事業者の広告であることを隠して自分の感想であるかのように商品の紹介をしてもらうことが一例として挙げられます。

## 3. どのような広告が違法になるのか?

### (1) 違法となる要件

以下の2つの要件を満たす広告が「不当な広告」として禁止されることとなります。

- ①事業者の表示であること
- ②一般消費者が事業者の表示であることを分からないこと

### (2) ①事業者の表示であること

「①事業者の表示」とは、簡単に言うと事業者の行う広告のことを指します。

#### 【具体例】

- ・事業者が自らのSNSやHPに商品やサービスの表示(広告)を上げる場合
- ・従業員が自社の商品の販売を促進するために、自らのSNSに商品の画像や説明を上げるといふ事業者が第三者になりすまして表示を行う場合
- ・事業者の依頼に基づいてインフルエンサー等の第三者が自身のSNSに商品の画像や説明を上げるといふ事業者が明示的に依頼・指示をして第三者に表示させた場合
- ・事業者が、インフルエンサー等の第三者に対し、無償で商品提供した上でSNS投稿を依頼した結果、第三者が事業者の方針に沿った表示(投稿)内容を行った場合

なお、事業者が第三者に依頼した場合であっても第三者が自主的な意思に基づいてSNS等に投稿した場合であれば、「事業者の表示」には該当しません。

### (3) ②一般消費者が事業者の表示であることを分からないこととは

「②一般消費者が事業者の表示であることを分からないこと」とは、事業者が行っている広告であるとして一般消費者が認識できないことを指します。

#### 【具体例】

- ・事業者の表示であることが全く記載されていない場合
- ・冒頭に「広告」と記載し、文中に「第三者の感想」と記載するなど、事業者の表示である旨が分かりにくい表示である場合
- ・一般消費者が事業者の表示であることを認識しにくい、文言・場所・大きさ・色で表示する場合(文章で表示する場合も含む)

## 4. 今回のステルスマーケティング違法化に関連する留意点

### (1) 対象となる媒体

事業者の商品やサービスに関連する表示(広告)であれば、インターネット上のSNSやECサイトだけでなく、新聞、ラジオ、テレビ、雑誌などあらゆる媒体が規制の対象となります。

### (2) 規制の主体

今回の規制の対象となるのは、商品やサービスを提供する事業者です。そのため、インフルエンサーや広告代理店などは規制の対象外です。

### (3) 違反した場合の効果

違反行為が認められた場合には、消費者庁から以下の内容の措置命令が行われる可能性があります。

- ①違反した表示の差止め
- ②違反したことを一般消費者に周知徹底すること
- ③再発防止策を講じること
- ④その違反行為を将来繰り返さないこと

なお、措置命令についてはその内容が消費者庁HP上で公表されるため、事業者名等も合わせて公にされることとなります。

## 5. まとめ

今回のステルスマーケティングの違法化に伴い、自社の商品やサービスを何かしらの媒体で紹介する場合には規制の対象となる可能性があります。消費者庁から措置命令が行われた場合、そのことが公にされて社会的な信用を落としてしまう可能性がありますので、事前注意が必要となります。